

人権尊重に係る声明

はじめに：人権尊重へのコミットメント

SMBC グループは、果たすべき使命として「社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する」という経営理念を掲げています。こうしたなか、人権の尊重を重要課題の一つであると認識し、適切な専門家からの情報提供や意見交換を通じ、継続的な取組を行うために「人権尊重に係る声明」を定めています。

SMBC グループは、グローバルに活動する金融グループとして、また国連グローバル・コンパクトに賛同するグループとして、サプライヤーやお客さまと協調し、関係するステークホルダーと対話・協働して、期待されている人権尊重責任を果たしてまいります。

SMBC グループが尊重する人権

SMBC グループは、「国際人権章典」や「労働における基本的原則及び権利に関するILO 宣言」など、国際的に認められた人権を最低限のものとして理解し、尊重します。そして、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」、「OECD 多国籍企業行動指針」、「ILO 多国籍企業宣言」等の国際スタンダードや、日本政府の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、人権の尊重に取り組みます。また、「社会的責任に関する手引」である国際規格「ISO26000」や、ユニセフ、国連グローバル・コンパクト、セーブ・ザ・チルドレンが共同で作成した「子どもの権利とビジネス原則」も参考にします。

人権尊重の取組に関する基本的な考え方

SMBC グループは、「コンプライアンス及びリスクに関する行動原則」に基づき、事業活動のあらゆる場面で、国際的に認められた人権の尊重に取り組んでいます。法令諸規則は国や地域によって異なる点もありますが、SMBC グループは現地の法令諸規則を遵守したうえで、国際的に認められた人権を尊重するための方法を追求します。

SMBC グループは、気候変動の進行および脱炭素社会への移行に伴う人権への負の影響を認識のうえ、各種取組を進めるとともに秩序ある公正な移行にも貢献していきます。また、AI を含むテクノロジーの発達に伴う人権への負の影響の防止に努めます。さらに、人権擁護者の果たす役割の重要性を認識し、その権利を尊重します。

役割と責任

人権尊重に関する取組は取締役会に報告がなされ、監督が行われています。本声明もまた、経営会議および取締役会での審議を経て承認されています。また、人権尊重に関する取組を含め SMBC グループのサステナビリティを推進するために必要な諸施策について、経営会議にて協議しているほか、取締役会の内部委員会である「サステナビリティ委員会」へ グループ CSuO が定期的に報告を行う等、ガバナンス・経営管理体制の高度化を図っています。

適用の範囲

本声明は、SMBC グループの人権に対する姿勢を表明するものであり、グループ内の全ての会社に適用されます。本声明中に示されている原則や取組は、グループ内の全ての取締役、役員及び従業員によって遵守されるべきものです。また、SMBC グループのお客さま、サプライヤー等、関連するあらゆるステークホルダーにも、本声明の遵守が期待されています。

人権デューデリジェンス

SMBC グループは、国際的に認められた人権を尊重する観点から、ステークホルダーとの対話を重ねつつ、事業活動が人権に対して与える負の影響を特定し、防止・軽減するための人権デューデリジェンスの体制整備とその高度化に取り組みます。

SMBC グループが人権への負の影響を引き起こした、またはこれを助長している場合は、その影響を軽減・回復するべく、適切な手段を通じて救済に努めるとともに、サプライヤーやお客さまとも協調し、自社の事業・製品・サービスが直接関連する負の影響を防止・軽減するよう努めます。また、これらの実施状況について、モニタリングを行い、一連の取組については、ステークホルダーに対して透明性のある情報開示を行います。

私たちの従業員

SMBC グループは、従業員は公正に且つ尊厳を持って扱われるべきであると考えています。このような考えに基づき、SMBC グループでは、人種、国籍、年齢、性別、性的指向・性自認、宗教、信条、文化、障がい、キャリア、ライフスタイルに係る差

別やハラスメント、強制労働などの人権侵害のない職場、そして、多様なバックグラウンドを持つ従業員が互いに尊重し合える職場を提供するよう努めています。また、採用や昇進プロセスにおいても、差別的な取り扱いが行われないように努めているほか、結社の自由と団体交渉権を尊重しています。

SMBCグループの従業員は、法令諸規則や倫理的規範（人権に関連する社内のポリシーや指針を含みます）に反する、または反する恐れがある行為を、法令諸規則で認められる範囲で、内部通報窓口を通じて報告することを奨励されており、報告を理由とした不利益な取扱いや報復行為は禁止されています。また、これらの法令諸規則に違反した者に対しては、懲戒解雇を含む、適正な処分がなされます。

お客さまとの協調

SMBCグループは、SMBCグループ自身が、人権尊重の姿勢を示し、その考え方をお客さまと共有することにより、人権尊重責任を果たしていきたいと考えています。

SMBCグループは、お客さまのプライバシーを保護し尊重するほか、SMBCグループが提供する商品やサービスを通じて、意図せずお客さまの人権への負の影響をもたらすことがないように努めています。また、SMBCグループが提供する商品やサービスが、犯罪などの不適切な目的で利用され、結果として人権侵害につながるリスクを最小化するよう努めています。

SMBCグループは、投融資などの事業活動を通じて人権侵害を助長または人権侵害に直接関連する事を防止・軽減するため、深刻度に発生可能性の観点を加え、リスクの高い事業活動を特定しています。そのうえで、優先度の高いものから定期的なモニタリングを実施するなど、人権デューデリジェンスの取組を進めています。

SMBCグループは、「セクター・事業横断的な支援禁止方針」として、公共性・社会性の観点から問題となる支援、児童労働・強制労働・人身取引を行っていると認識される事業に対する支援などを行わないという基本原則を謳っています。また、気候変動や自然資本の毀損をはじめとする環境の悪化が人権に与える影響を認識のうえ、環境・社会に影響を与える可能性が高いセクター・事業に対する方針をそれぞれ明確化しています。

さらに、三井住友銀行では「エクエーター原則」の理念を尊重し、一定の基準を満たすプロジェクト向けのファイナンスに取り組む際にはデューデリジェンスを行って

おり、お客さまとの対話や専門家の意見を基に、人権に関する事項を含めて、プロジェクト事業者によって適切な緩和策がとられていることを確認しているほか、プロジェクト事業者に対して、先住民族からの FPIC（Free, Prior and Informed Consent /自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意）の取得や、労働条件への配慮などの取組を求めています。

サプライヤーとの協調

SMBC グループは、そのサプライチェーンを通じて、人権尊重に向けて責任を果たしていきたいと考えています。

SMBC グループは、「持続可能な調達方針」（サプライヤー行動指針）を制定し、サプライヤーに対し、事業を行う各国において適用される法令諸規則の遵守はもとより、SMBC グループが考える適切な基準への理解と協力を求めています。

救済措置へのアクセス

SMBC グループは、様々なステークホルダーから人権に関する相談を承る窓口を設置しており、相談者・通報者が報復的措置などの不利益を被ることがないように、匿名性への配慮や相談者・通報者の保護を徹底しています。また、SMBC グループが人権への負の影響に関与したことが判明した場合に適切な救済措置が実施できるよう、グループ全体での体制整備とその高度化に努めてまいります。

三井住友銀行は、一定の基準を満たすプロジェクト向けのファイナンスに取り組む際には、事業者に対して、その事業によって人権に関する負の影響を受ける地域社会等を対象とした苦情処理メカニズムを設置し、利用者のアクセスを確保するよう求めています。

人権を尊重するための教育

SMBC グループは、従業員に対して、ビジネスと人権に関連する様々な人権問題についての研修を実施しています。この研修を通して、従業員一人ひとりの人権啓発を図るとともに、人権に関する十分な知見に基づいたお客さまとのエンゲージメント強化につなげるよう努めています。

人権尊重の把握と開示

SMBC グループは、人権尊重に関する取組および進捗を、ホームページ等で公開し、ステークホルダーの方々にご理解頂くよう努めています。

継続的なコミットメント

人権尊重は、今後、ますます重要性を増していく課題であり、この分野において SMBC グループが果たすべき責任もますます大きくなっていくと認識しています。このような認識のもと、SMBC グループは、変化し続ける世界の状況を踏まえながら、その企業活動と人権への対応について、不断の見直しを行うことを約束します。

制定日 2017年3月28日

改定日 2025年4月1日